

令和5年度 雲仙市市民後見人候補者養成研修 開催要項

1. 趣 旨

判断能力が不十分であっても住み慣れた地域で安心安全に暮らしていく権利を擁護し、財産管理や身上監護等を地域で支える仕組みの一つとして、近年、社会貢献への関心の高い市民が、一定の基礎知識と技術を身につけ「市民後見人」として活躍することが期待されています。

この研修では、雲仙市において将来的にその担い手となり、同じ地域に住む住民の視点で支援する「市民後見人」候補者を養成します。

2. 主 催

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

3. 共 催

社会福祉法人 島原市社会福祉協議会、松浦市、
壱岐市、社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会

4. 実施主体

雲仙市、社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会（成年後見制度利用促進中核機関）

5. 日 時

【 基礎研修 】

1日目：令和5年 9月12日（火曜日）12：45 ～ 17：00

2日目：令和5年 9月19日（火曜日）13：00 ～ 17：00

3日目：令和5年 9月26日（火曜日）13：00 ～ 17：00

【 実践研修 】

4日目：令和5年10月10日（火曜日）13：00 ～ 17：00

5日目：令和5年10月17日（火曜日）13：00 ～ 17：00

6日目：令和5年10月24日（火曜日）13：00 ～ 17：00

6. 会 場

愛野文化会館：2階研修室中1・2（愛の夢未来センター内） ※ 一部変更があり得る。
〒854 - 0302 雲仙市愛野町乙5 2 6 番地1（0957 - 36 - 0616）

7. 日 程

別紙1の『市民後見人候補者養成研修 カリキュラム』を参照ください。

※ オンラインによる研修会となります。

8. 参加対象

雲仙市内在住の権利擁護の普及推進に関心があり、全日程に参加できる方の中から、先着20名程度とします。

9. 参加費

参加費は無料とします。

10. その他

全ての日程を受講した者には、修了証を授与する。

※ やむを得ず欠席しなければならなくなった場合には、欠席した研修内容を補習研修として受講していただくことで、全日程に参加したことを認めます。

※ この修了証は、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありませんが、家庭裁判所へ市民後見人になる意思を申し出る際に、研修を受けた事の証明にはなります。

※ 修了後は、継続的な資質の向上を図るため、雲仙市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業又は法人後見事業の支援員として活動していただく場合があります。

11. 申込手続き

別紙2の『参加申込書』に必要事項を記入し、令和5年8月29日（火曜日）までに、雲仙市社会福祉協議会へお申込みください。雲仙市社協の支所に提出されても受付をいたします。

※ 申込書に記載された個人情報の取り扱いにつきましては、この研修の運営管理にのみ使用させていただきます。

12. 問合せ先（申込み先）

社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会（成年後見制度利用促進中核機関）

〒854 - 0405

雲仙市千々石町戊 762 番地（千々石老人福祉センター橋荘内）

TEL (0957) 37 - 2855 / FAX (0957) 37 - 2564 （担当：宮本・本田）